

平成19年度地方税制改正（案）要旨

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとし、次のとおり地方税制の改正を行うものとする。

第1 平成19年度改正の主要項目

1 法人所得課税における減価償却制度の見直し

(1) 残存価額の廃止

平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、残存価額を廃止する。

この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率（1／耐用年数）を2.5倍した数とする。

(2) 償却可能限度額の廃止

償却可能限度額を廃止する。

- ① 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産については、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとする。

定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が一定の金額を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することとする。これにより、定率法を採用している場合にも、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとする。

この一定の金額とは、耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額とするが、納税者の事務負担を考慮し、取得価額に一定の割合を乗じて計算できるように、モデルケース（初年度は期首に取得し、その後に減価償却費の過不足額がないケース）を用いて、耐用年数ごとに一定の割合を定めておくこととする。

- ② 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で均等償却ができることとする。

(3) 法定耐用年数の見直し

次の3設備について、法定耐用年数を短縮する。

- ① フラットパネルディスプレイ製造設備 5年（現行10年）
- ② フラットパネル用フィルム材料製造設備 5年（現行10年）
- ③ 半導体用フォトレジスト製造設備 5年（現行8年）

なお、平成20年度税制改正に向け、減価償却資産の使用の実態等について更に調査・分析を進め、法定耐用年数や資産区分の見直し、法定耐用年数の短縮特例制度の単純化について検討する。

- (4) 固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

- 2 上場株式等の配当等に係る軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例の適用期限を1年延長する。

- 3 固定資産税におけるバリアフリー改修促進税制の創設

平成19年1月1日に存していた住宅のうち65歳以上の者、介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている者又は障害者である者が居住するもの（賃貸住宅を除く。）で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了したものについて、工事内容等を確認することができる書類を添付して市町村に申告がなされた場合には、当該住宅に係る固定資産税の税額（1戸当たり100㎡相当分までに限る。）を、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、3分の1減額する。

（注）上記の「一定のバリアフリー改修工事」とは、次に該当する工事で、その工事費用（補助金等をもって充てる部分を除く。）の合計額が30万円以上のものをいう。

- | | |
|------------|--------------|
| ① 廊下の拡幅 | ⑤ 手すりの設置 |
| ② 階段の勾配の緩和 | ⑥ 屋内の段差の解消 |
| ③ 浴室改良 | ⑦ 引き戸への取替え工事 |
| ④ 便所改良 | ⑧ 床表面の滑り止め化 |

第2 個人住民税

- 1 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）について、次の措置を講ずる。

- (1) 特定中小会社の要件の緩和

- ① エンジェル税制の対象となる中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する

特定新規中小企業者（以下「特定新規中小企業者」という。）の要件について、以下のとおり緩和する。

イ 設立後 1 年未満の中小企業について、現行の研究者数の要件（常勤の研究者が 2 人以上で常勤の役員及び従業員の合計の 10%以上であること）を満たさない企業であっても、開発者数の要件（常勤の開発者が 2 人以上で常勤の役員及び従業員の合計の 10%以上であること。ロにおいて同じ。）を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

ロ 設立後 1 年以上 2 年未満の中小企業について、現行の試験研究費等の要件（売上高に対する試験研究費等の割合が 3 %以上であること。ハにおいて同じ。）を満たさない企業であっても、開発者数の要件を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

ハ 設立後 2 年以上 5 年未満の中小企業について、現行の試験研究費等の要件を満たさない企業であっても、売上高成長率の要件（売上高成長率が 25%以上であること）を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

（注）上記の「売上高成長率」とは、前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率又は第 1 期から前期までの売上高の平均の伸び率をいう。

② 地域再生法に規定する特定地域再生事業会社の従業員数の要件（現行常時雇用者数 20 人以上）を 10 人以上に緩和する。

(2) 対象となる特定新規中小企業者の確認手続の合理化

エンジェル税制の対象となる特定新規中小企業者についての確認手続について、現行の投資を受けた都度確認を受ける方法のほか、毎年度事前に確認を受ける方法を追加する。

(3) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の 2 分の 1 課税の特例の適用期限を 2 年延長する。

2 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を 2 年延長する。

3 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合及び特定共済組合連合会の締結した一定の生命共済に係る契約を加える。

4 特定の居住用財産の買換え及び交換による長期譲渡所得に係る課税の特例について、買換資産である家屋の床面積要件の上限（現行 280 ㎡）を撤廃したうえ、その適用期限を 3 年延長する。

（注）上記の改正は、平成 19 年 4 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。

5 居住用財産の買換え等による譲渡損失に係る繰越控除等の適用期限を 3 年延長する。

6 特定居住用財産の譲渡損失に係る繰越控除等の適用期限を 3 年延長する。

- 7 都市再生特別措置法の改正に伴い、以下の措置を講ずる。
- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象に、都市開発事業等の用に供される土地の供給等の業務を行う一定の都市再生整備推進機構（仮称）に対する当該業務を行うために直接必要な土地等の譲渡を加える。
 - (2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の適用対象に、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進機構（仮称）が行う都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために土地等がこれらの者に買い取られる場合を加える。
- 8 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限る。）に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（一定の土地等の譲渡に該当するものを除く。）を加える。
- 9 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除について、次の措置を講ずる。
- (1) 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を 2 年延長する。
 - (2) 適用対象に、土地等につき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の重点整備地区において土地地区画整理事業が施行された場合に、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該土地地区画整理事業に係る同意保留地制度における一定の生活関連施設又は一般交通用施設を設置する保留地に対応する部分の譲渡があったときを加える。
- 10 居住者が租税条約の相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、租税条約の規定に基づき、一定の金額を限度としてその保険料をその年の個人住民税に係る総所得金額等から控除する。
- 11 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を 2 年延長する。
- 12 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。
- (1) 重要文化財を国等又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を撤廃する。
 - (2) 重要文化財に準ずる文化財のうち一定のものを国等に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を 5 年延長する。
- 13 都道府県が徴収の引継ぎにより個人の道府県民税及び市町村民税に係る徴収金を徴収した

場合の市町村への払込方法について、徴収金の全額を市町村に払い込み、当該市町村が個人の道府県民税に係る徴収金を当該都道府県に払い込む方法によることもできることとする。

- 14 都道府県から市町村への株式等譲渡所得割交付金の交付時期を3月（現行8月・12月・3月）とする。

第3 法人事業税

- 1 電気供給業を行う法人の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、電気事業法に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 2 沖縄電力株式会社が行う電気供給業に係る税率の特例措置を廃止する。

第4 個人事業税

- ・ 課税対象事業から助産師業を除外する。

第5 固定資産税及び都市計画税

- 1 テレワークを実施するために企業等が取得する主たる就業場所とその他の就業場所との間の通信の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を2年間に限り講ずる。
- 2 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の8分の7とする措置を2年間に限り講ずる。
- 3 都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地区計画等緑化率条例による制限を受けない緑化重点地区内における緑化施設の敷地面積要件を500㎡（現行1,000㎡）に緩和したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 4 テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の

課税標準の特例措置について、空中線電力が0.3ワット以下の中継局の課税標準を最初の5年間価格の3分の2（現行4分の3）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

5 離島航路事業の用に供する一定の高性能船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3分の1（現行3分の2）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

6 次に掲げる非課税措置等の適用期限を延長する。

(1) 低公害車燃料等供給施設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(3) 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(4) と畜場において設置される牛海綿状脳症（BSE）対策実施のための一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。

(5) 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

(6) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得する家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

(7) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(8) 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

(9) 国鉄改革により北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

(10) 日本貨物鉄道株式会社が旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から基盤整備事業によって取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

- (11) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の用地内の日本貨物鉄道株式会社の施設の移転が終了するまでの間、同機構が同社に無償で貸し付けている土地に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置の適用期限を5年延長する。
- (12) 都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により、一定の第三セクター及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得する施設に対して、次の措置を講ずる。
- ① 駅施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - ② 線路設備等のうち市街化区域のトンネルに係る固定資産税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- (13) 一定の第三セクターが政府の補助を受けて、市街地再開発事業等と一体的に行われる既設の駅の大規模な改良工事で鉄道駅機能の強化に著しく資するものにより取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (14) 鉄軌道事業者が政府の補助を受けて取得した一定の地域鉄道の保安度の向上のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (15) 鉄軌道事業者が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (16) 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (17) 指定特定重要港湾において、特定国際コンテナ埠頭の整備を図るため、港湾管理者の認定を受けた運営者が、国の無利子資金の貸付けを受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (18) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 7 次のとおり課税標準の特例措置を縮減合理化する。
- (1) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき整備する公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から駐車場、駐輪場及び駐車装置を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (2) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用要件を見直したうえ、その適用期限を1年延長する。

- (3) 浸水想定区域内の地下施設の所有者又は管理者が、地下浸水時の利用者の安全に資するために取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (4) 流通システム効率化を促進する物流施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から港湾荷役事業者が設置する上屋を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (5) 鉄軌道事業者等がICカード乗車券の共通化・相互利用化のために取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の3年間価格の4分の3（現行5年間価格の4分の3）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (6) 信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、預金量の規模に応じ所要の経過措置を講じたうえで、その課税標準を価格の5分の3（現行2分の1）とする。
- 8 次のとおり非課税措置等を廃止する。
- (1) 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
 - (2) 民法第34条の法人が国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
 - (3) 独立行政法人雇用・能力開発機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止する。
 - (4) 高圧ガス保安協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
 - (5) 脱特定フロン対応型設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
 - (6) 中心市街地の活性化に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 9 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人が所有する少額の償却資産について、リース取引に係る会計基準の変更後も引き続き固定資産税の課税対象から除外されるよう規定の整備を行う。
- 10 鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するため、所要の措置を講ずる。

第6 特別土地保有税

- ・ 特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講ずる。

第7 不動産取得税

- 1 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を3年間に限り講ずる。
- 2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限る。）に基づき取得する事業区域内の土地に係る不動産取得税について、当該土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 3 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 4 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を延長する。
 - (1) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を2年延長する。
 - (2) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を2年延長する。
 - (3) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (4) 特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (5) 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (6) 投資信託により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長

する。

- (7) 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。
- (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (10) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (11) テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (12) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が民間都市再生整備事業計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (13) 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (14) 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が同法に規定する協議等により取得する農用地区域内にある特定遊休農地に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (15) 外客誘致法に規定する認定構想推進事業者のうち民法第34条の法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (16) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の適用期限を2年延長する。
- (17) 入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置の適用期限を2年延長する。
- (18) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及びその土地に係る課税標準の特例措置等の適用期限を2年延長する。

5 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置について、対象から農林中央金庫が現物出資により設立する株式会社又は合同会社を除外したうえ、その適用期限を3年延長する。
- (2) 民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づき国土交通大臣が認定する事業用地適正化計画に基づく土地の交換により、事業区域内の土地に関する権利を有する者（事業者を除く。）が新たに取得する土地に係る課税標準の特例措置について、対象地域から三大都市圏のうち一定の地域を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (3) 都市計画施設の用に供される土地の所有者が独立行政法人都市再生機構法の規定による認可を受けた計画に基づき、独立行政法人都市再生機構から交換により取得した一定の土地に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を10分の1（現行5分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (4) 独立行政法人空港周辺整備機構が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、同法に規定する第一種区域内から住居を移転する者のための住宅を対象から除外する。

6 次のとおり課税標準の特例措置を廃止する。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (2) 都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が取得する同法に規定する認定再開発事業計画に係る再開発事業で当該再開発事業により整備される公共施設の規模その他一定の要件を満たすものにより建築された建築物の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (3) 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (4) 民法第34条の法人が国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (5) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のあっせんにより取得する土地に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (6) 農業協同組合連合会が農業協同組合から信用事業の全部譲渡又は漁業協同組合連合会が漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止する。

- (7) 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から信用事業の一部譲渡又は全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (8) 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (9) 自動車安全運転センターが取得する自動車安全運転センター法に規定する業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止する。

第8 自動車取得税

- 1 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - 2 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
 - 3 ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (注) 上記の限定に係る改正は、平成19年9月1日以後の自動車の取得について適用する。
- 4 ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときは2%（現行2.2%）、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときは1.8%としたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - 5 メタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止する。

第9 軽油引取税

- ・ 鉄鋼業に係る軽油引取税の課税免除措置のうちガスタービン発電装置の動力源の用途に係るものを廃止する。

第10 狩猟税

- ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）の規定により、網・わな猟免許が網猟免許及びわな猟免許に分割されることに伴い、網猟免許及びわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対する狩猟税の税率を次のとおりとする。

- (1) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(2)に掲げる者以外のもの
8,200 円
 - (2) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500 円
- (注) 上記の改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から適用する。

第11 事業所税

- 1 沖縄振興に関する税制について、次の措置を講ずる。

- (1) 観光振興地域関係

観光振興地域において特定民間観光関連施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象施設を見直したうえ、その適用期限を5年延長する。

- (2) 情報通信産業振興地域関係

情報通信産業振興地域において一定の情報通信産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

- (3) 産業高度化地域関係

産業高度化地域において一定の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

- 2 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- 3 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。

- (1) 沖縄振興特別措置法に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される事業の用に供する施設に対する非課税措置を廃止する。
- (2) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する課税標準の特例措置を廃止する。

- (3) 化製場等に関する法律に基づき整備される死亡牛の化製処理の用に供する施設に対する資産割に係る非課税措置を廃止する。
- (4) 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- (6) 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が本来の事業の用に供する事務所に対する課税標準の特例措置を廃止する。

第12 国民健康保険税

- ・ 基礎課税額に係る課税限度額を56万円（現行53万円）に引き上げる。

第13 地方のたばこ税

- ・ 特例税率を廃止し、当該税率を地方税法の本則税率とする。

（注）上記の改正は、平成19年4月1日から実施する。

第14 その他

- 1 2005年日本国際博覧会に係る非課税措置を廃止する。
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 3 水先法の改正による水先人会及び日本水先人会連合会の法人化に伴い、所要の措置を講ずる。
- 4 金融商品取引法の制定等に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 5 投資信託財産の併合について、所要の措置を講ずる。
- 6 貸金業の規制等に関する法律の改正に伴い、所要の措置を講ずる。
- 7 信託法の改正等に伴い、所要の措置を講ずる。